

新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業

人工呼吸器用非常用電源を給付品目に追加します

令和6年4月より、新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業の給付品目に人工呼吸器用非常用電源を追加しました。

※市の給付決定前に購入した用品については、給付の対象となりません。

給付を希望する場合は、必ず購入前に申請してください。

対象となる方

次のいずれかに該当する在宅者

- ・呼吸器機能障がいもしくは心臓機能障がい3級以上の方で、人工呼吸器の使用が必要な方
- ・難病患者で人工呼吸器の使用が必要な方
- ・上記と同程度の障がいを有し、人工呼吸器の使用が必要な方

対象品目（人工呼吸器用非常用電源）

種類	基準額	性能	耐用年数
正弦波インバーター 発電機	120,000円	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用できるもの	10年
ポータブル電源 (蓄電池)	60,000円	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用できるもの	5年
DC/AC インバーター (カーインバーター)	45,000円	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用できるもの	

※原則、耐用年数経過前に再給付することはできません。

※当該事業により購入した用品によって人工呼吸器が故障した場合、市はその責を負うことはできませんので、ご了承ください。

利用者負担

- ・原則、対象品目の基準額内で価格の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます（ただし、基準額を超える額は利用者負担となります）。
生活保護・非課税世帯…月額負担上限額0円、課税世帯…月額負担上限額37,200円
- ・障がい者本人が18歳以上の場合、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる時は、給付対象外となります。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、障がい者が18歳以上の場合は「本人とその配偶者」、障がい者が18歳未満の場合は「その世帯員全員」。

※災害や失業で市民税の減免を受けている方は、ご相談ください。

申請時に必要なもの

- ・日常生活用具給付申請書
- ・事業者（販売店）の見積書（市長宛）【注】
- ・人工呼吸器使用証明書（初めて申請をする場合）※難病患者は不要
- ・身体障がい者手帳（該当者のみ）
- ・特定医療費（指定難病）受給者証または診断書（難病患者のみ）
- ・個人番号カードまたは通知カード

【注】

事業者（販売店）が購入者に代わり、利用者負担額分以外の代金を直接新潟市に請求します。
用品を購入する際、購入者は用品代金のうち、利用者負担額の支払いで購入することができます。
見積りを依頼する際、事業者（販売店）に上記の取り扱いが可能かご確認ください。

申請窓口

各区役所健康福祉課 障がい福祉係
北・石山・東・南・黒埼・西出張所
各地域保健福祉センター

北区役所健康福祉課	障がい福祉係	電話：025-387-1305
東区役所健康福祉課	障がい福祉係	電話：025-250-2310
中央区役所健康福祉課	障がい福祉係	電話：025-223-7207
江南区役所健康福祉課	障がい福祉係	電話：025-382-4396
秋葉区役所健康福祉課	障がい福祉係	電話：0250-25-5682
南区役所健康福祉課	障がい福祉係	電話：025-372-6304
西区役所健康福祉課	障がい福祉係	電話：025-264-7310
西蒲区役所健康福祉課	障がい福祉係	電話：0256-72-8358

発行元：新潟市福祉部障がい福祉課
電話：025-226-1239